

北海道



その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

資料 1

# 地域医療構想等に関する説明会



令和5年7月26日（水）

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

## 1 地域医療構想等について

- (1) 地域医療構想の概要と考え方
- (2) 地域医療構想等に関する国の動き
- (3) 地域医療構想等に関する道の動き
- (4) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について

## 2 北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する事業について

- (1) 事業スケジュールについて
- (2) 令和5年度主な事業

## 3 外来機能の分化・連携について

- (1) 外来医療機能の明確化・連携
- (2) 紹介受診重点医療機関について（概要）

# 地域医療構想の概要

## 策定の経過

- 令和7年(2025年)にいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるような、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、平成26年(2014年)6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(以下「一括法」という。)が成立。
- この一括法において、**効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築すること**を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域医療構想」が位置づけられた。

## 地域医療構想の推進体制等

### 目指す姿など

- ▶ **医療のあり方や人口構造の変化に対応し、バランスの取れた医療提供体制を構築することを目指すもの。** ※病床削減が目的ではない。
- ▶ 令和7年(2025年)の病床の機能区分ごと(高度急性期、急性期、回復期及び慢性期)の必要量を定める。
- ▶ その実現に向けて、病床機能の分化及び連携の促進、在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保・養成等の施策の方向性を示すもの。

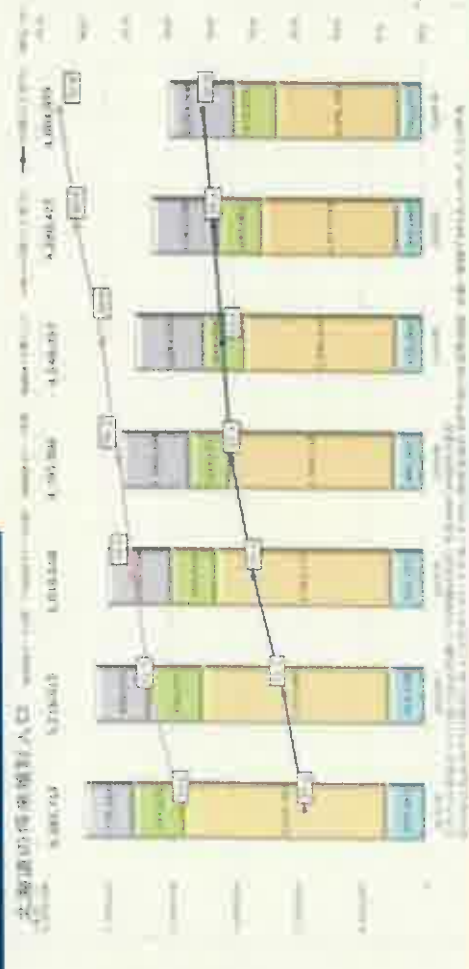
### 構想区域

- ▶ **21区域**  
(医療法に基づく「第二次医療圏」、介護保険法に基づく「高齢者保健福祉圏域」と同)

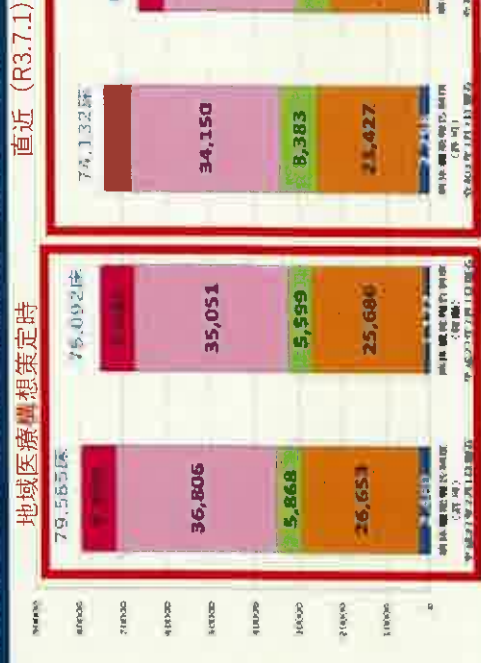
## 地域医療構想調整会議(医療法第30条の14)

- ▶ 21区域に設置した地域医療構想調整会議において、地域の病院等が担うべき病床機能、都道府県計画に盛り込む事業などに関して協議を行う。

## 人口の推計(北海道)



## 構想における必要病床数と現状の比較



# なぜ「地域医療構想」？

～2025年とは～

・2025年とは、**全国で団塊の世代が75歳になる年**  
⇒ **医療・介護需要増加の一つの節目（指標）**

・**高齢者人口の増加には大きな地域差**  
⇒ **地域によっては高齢者人口の減少が既開始**

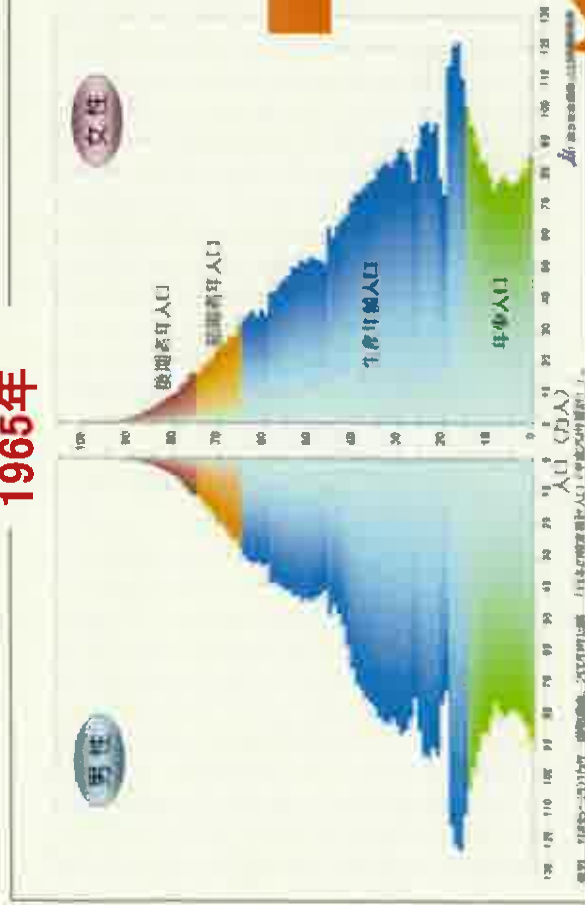
・医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、**急性期から回復期、慢性期まで、患者状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。**

既にピークを過ぎて  
いる地域もあれば、  
2025年以降にピークを  
迎える地域もある  
ことに留意

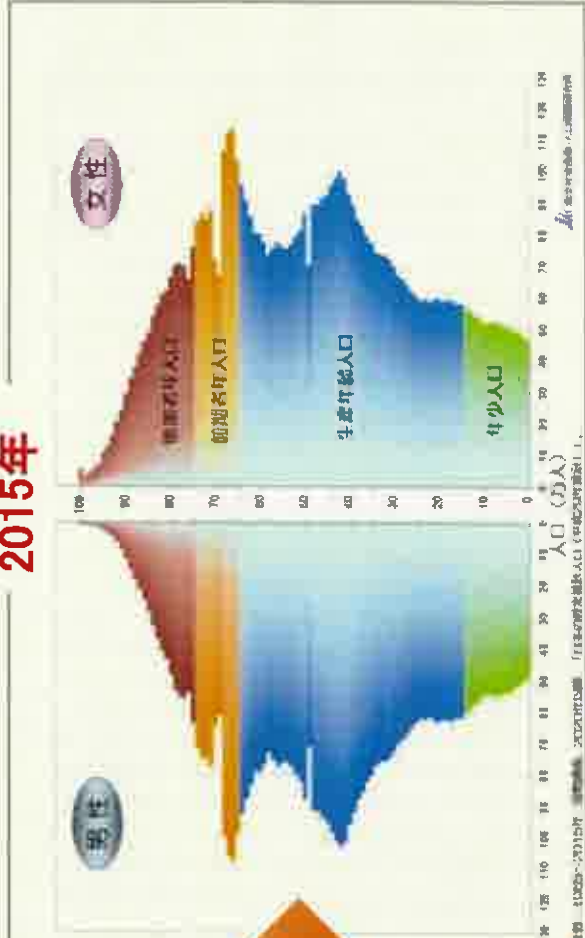


# 全国の人口推移 (推計)

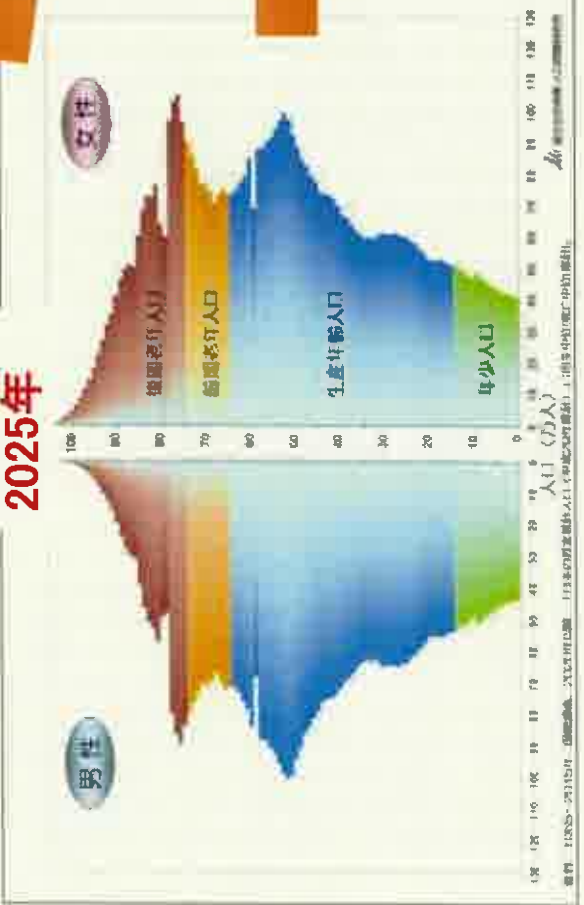
1965年



2015年



2025年



2040年

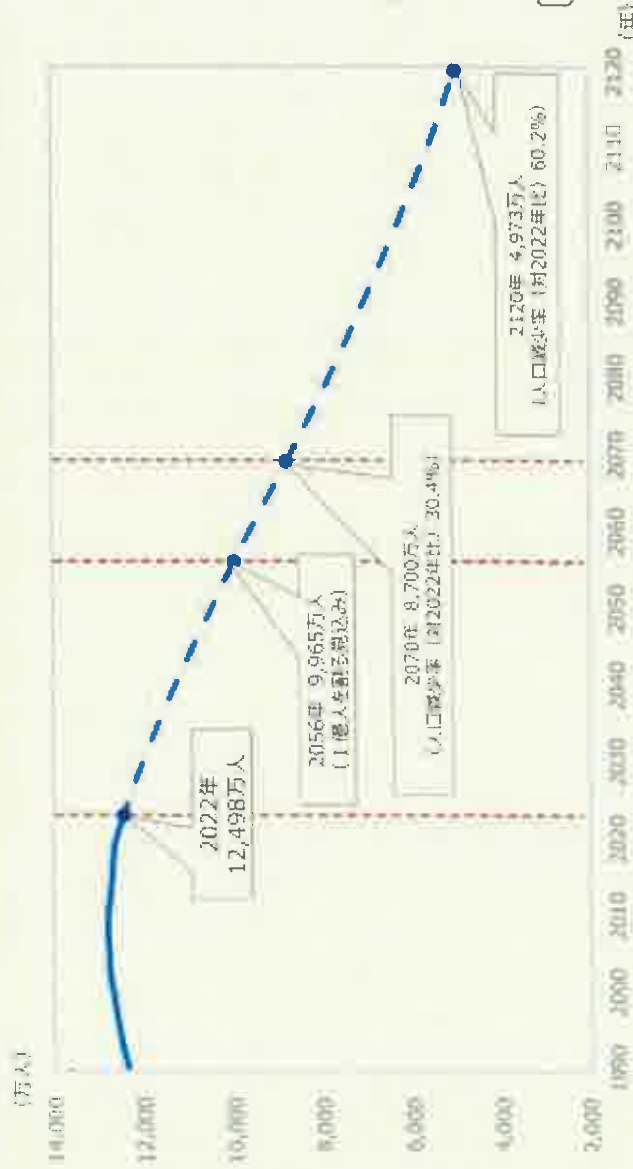


# 日本の人口減少

- 我が国は、本格的な「人口減少社会」を迎えつつある。こうした人口減少は、労働投入・資本投入の減少や生産性の低下をもたらし、我が国経済力の一層の低下をもたらす可能性がある。
- また、特に地方においては、民間の事業活動や行政サービスの担い手が不足することで、経済社会活動が衰退していくおそれがある。

- **人口が減少することは、労働投入の減少に直接結びつく。**技術進歩などによる生産性上昇に伴って成長率が上昇するのに加えて、人口増によって労働力人口が増加して成長率が高まることを「人口ボーナス」と呼び、この反対の現象を「人口オオナス」と呼ぶ。今後、人口オオナスに直面し、成長率が低減することが懸念される。また、**人口減少は資本投入へも影響を及ぼす。**例えば、人口が減ることで必要な住宅ストックや企業における従業員1人当たり資本装備は減少することになる。また、高齢化が進むことで、将来に備えて貯蓄を行う若年者が減少し、過去の貯蓄を取り崩して生活する高齢者の割合が増えることで、社会全体で見た貯蓄が減少し、投資の減少にもつながる。
- 生産性についても、生産年齢人口が増えていく経済と減っていく経済について比較すると、**生産年齢人口が減っていく経済では生産性が落ちる可能性が指摘されている。**
- 地方圏以上に出生率が低い東京圏への人口流入が続いていくと、人口急減・超高齢化の進行に拍車をかけていくことであり、今後、地方圏を中心に4分の1以上の**地方自治体で行政機能をこれまで通りに維持していくことが困難になるおそれがある。**

(出所) 内閣府「選択する未来ー人口推計から見えてくる未来像ー」

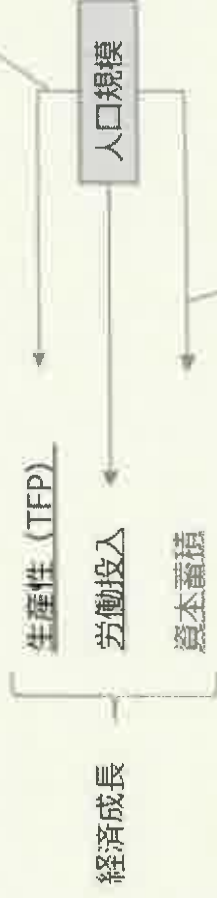


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、「国勢調査(総務省)」

- ・ 多くの知恵が生まれる社会の維持
- ・ 新しいアイデアを持つ若い世代の増加、経験豊かな世代との融合によるイノベーションの促進

<主要国のバネルチーダを基にした分析>

生産年齢人口増加率が1%pt高まると、生産性(TFP)上昇率が0.3%pt程度改善  
(=人口を1億人程度で安定させた場合の長期的な効果に相当)

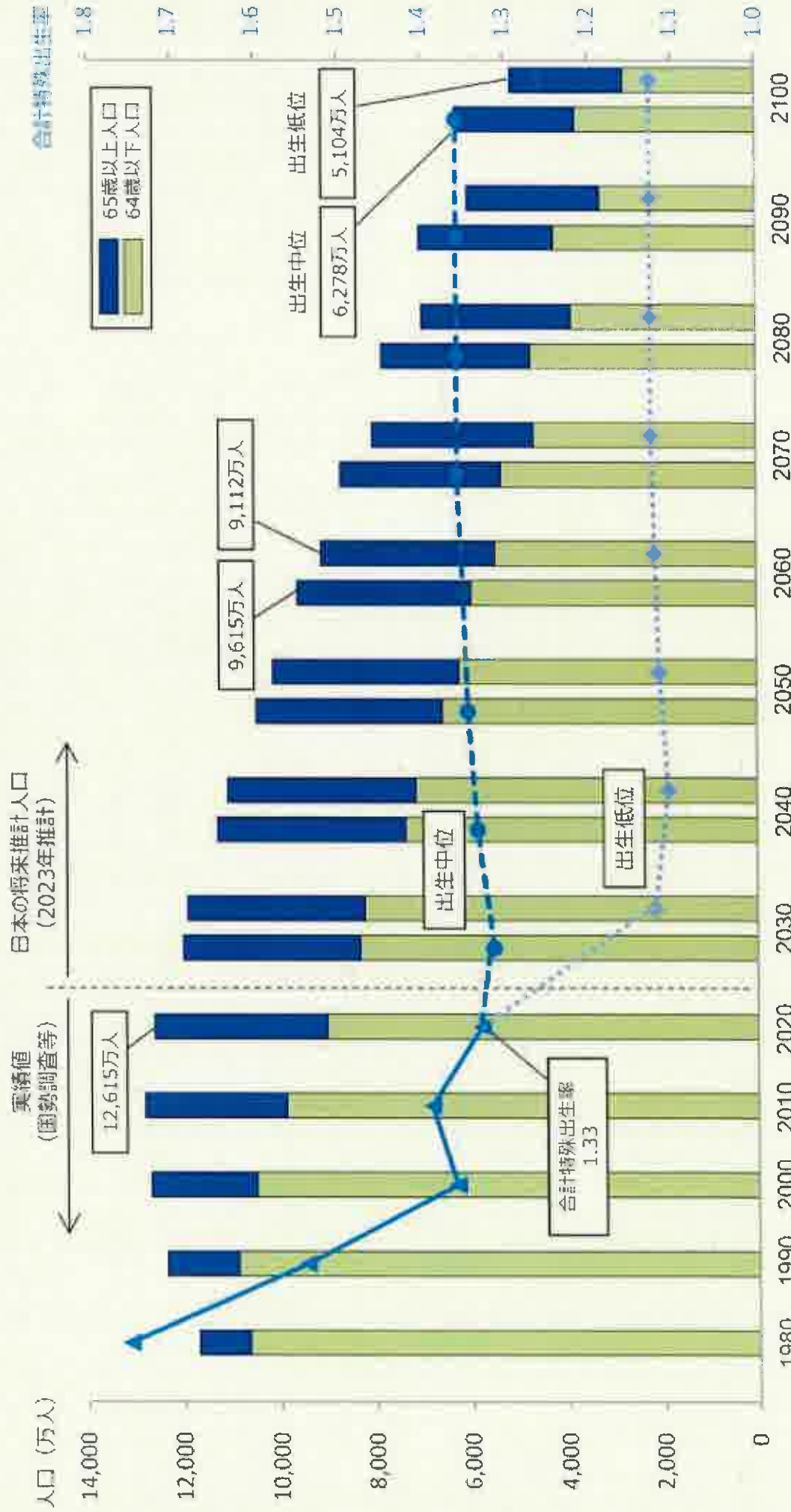


[※経済成長は人口減少に歯止めをかけるためにも重要な要素]

人口構造の若返りによる貯蓄率向上

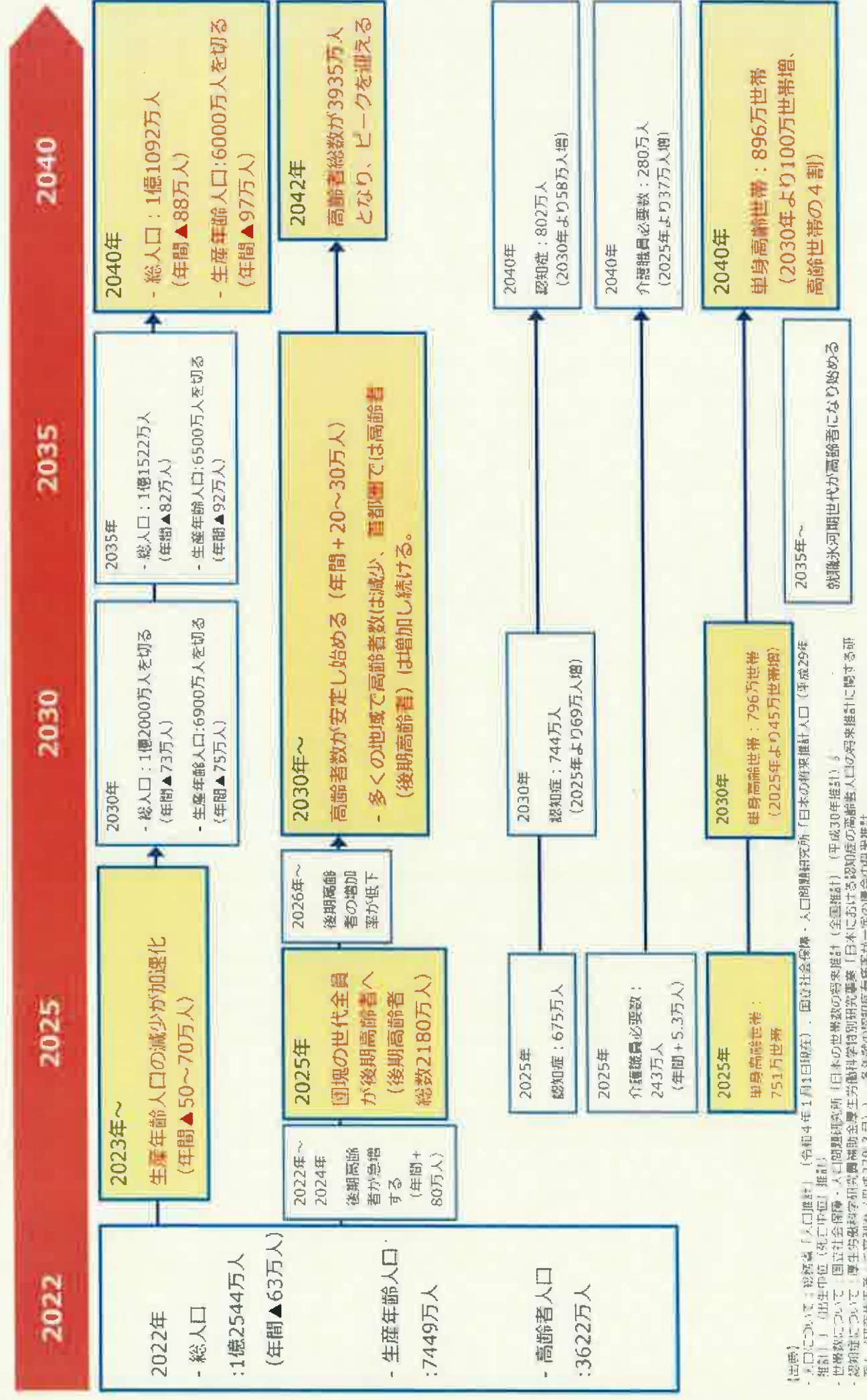
# 日本の将来人口推計

○ 日本の将来推計人口（2023年推計）においては、2100年には総人口が現状の半分程度に減少すると見込まれている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」。  
2023年以降は国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年推計)」(左:出生率推計、右:出生低位(死亡中位))

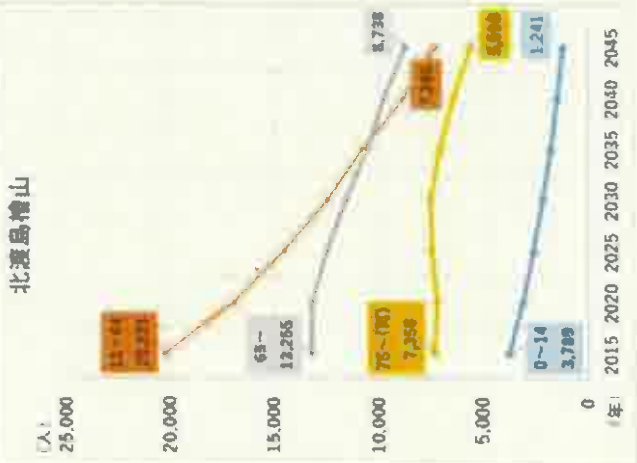
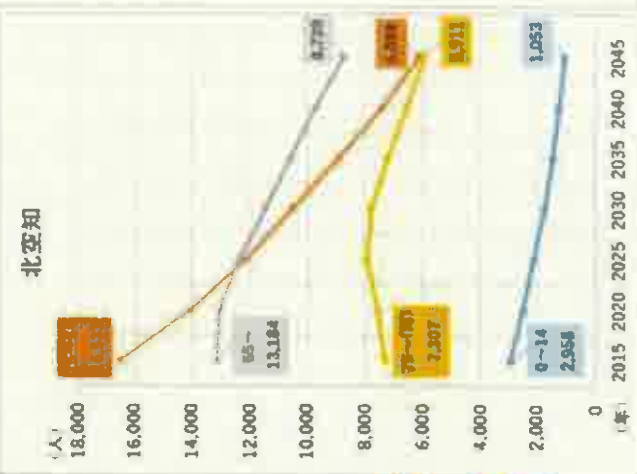
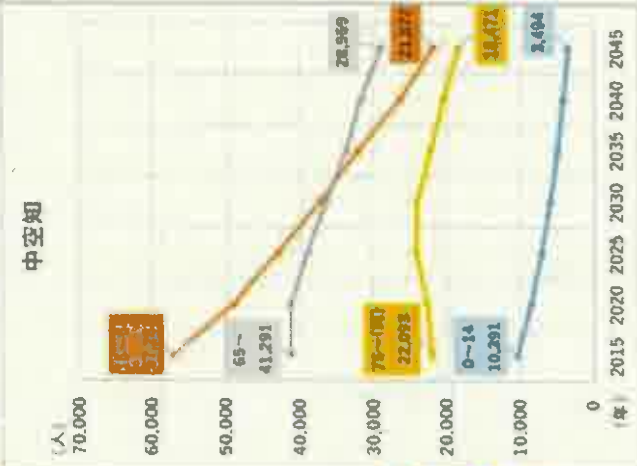
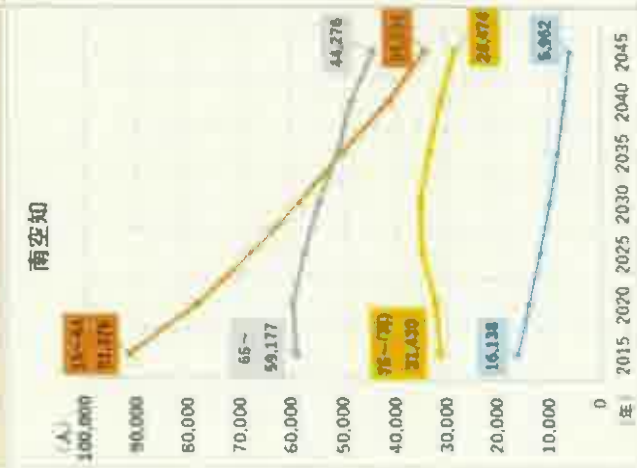
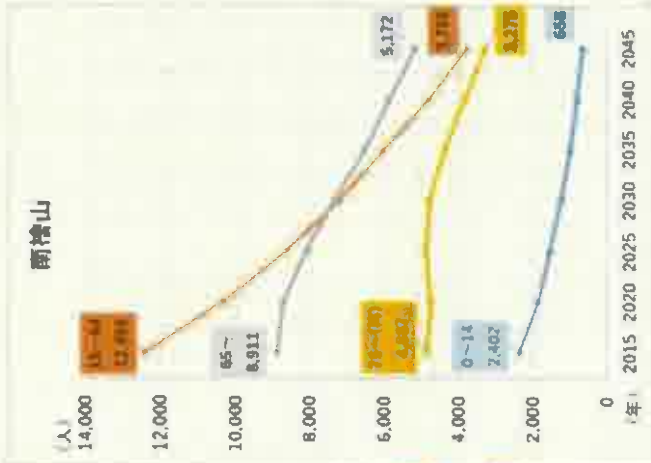
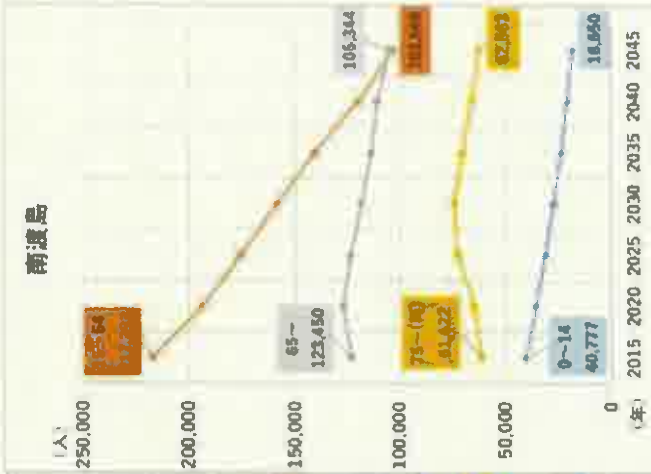
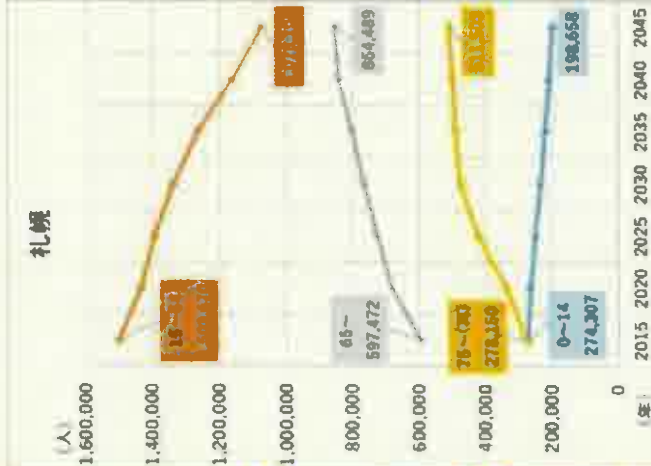
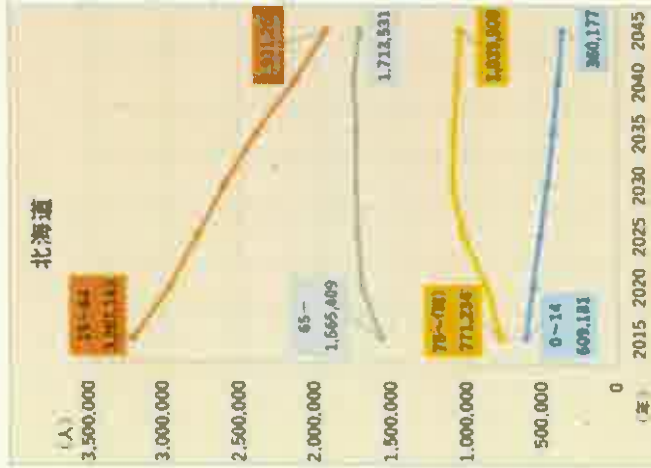
# 2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



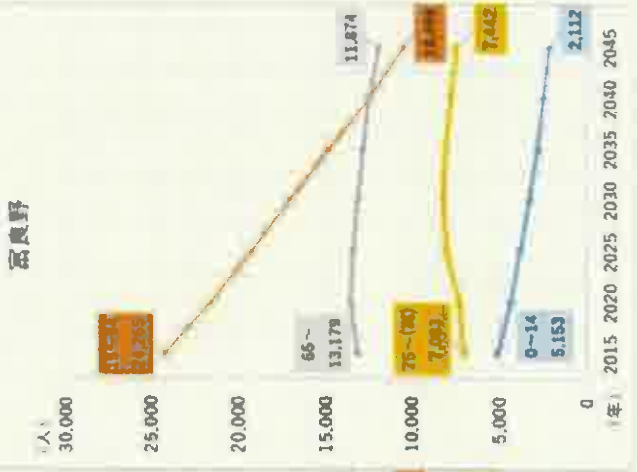
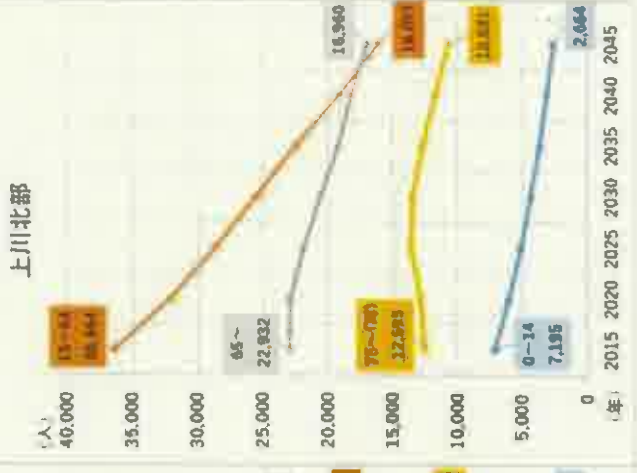
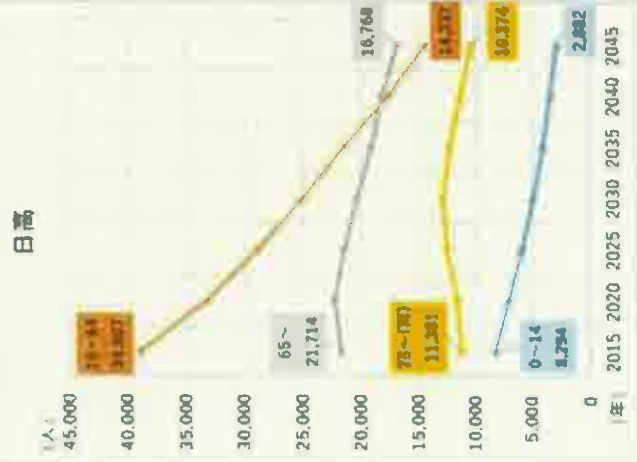
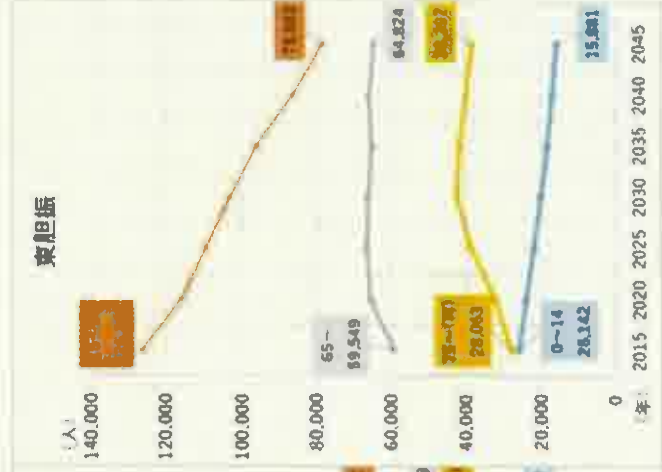
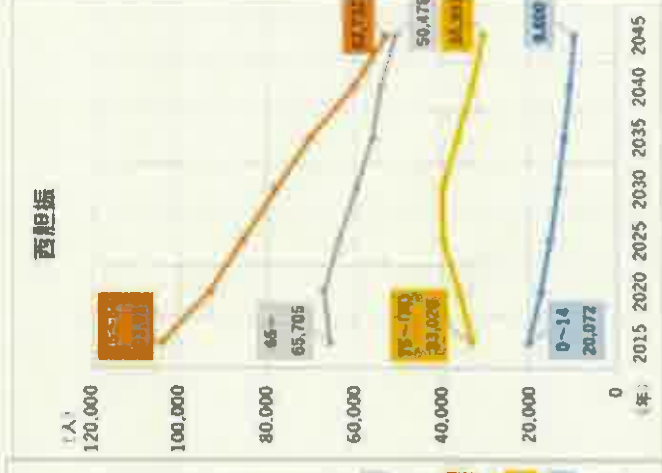
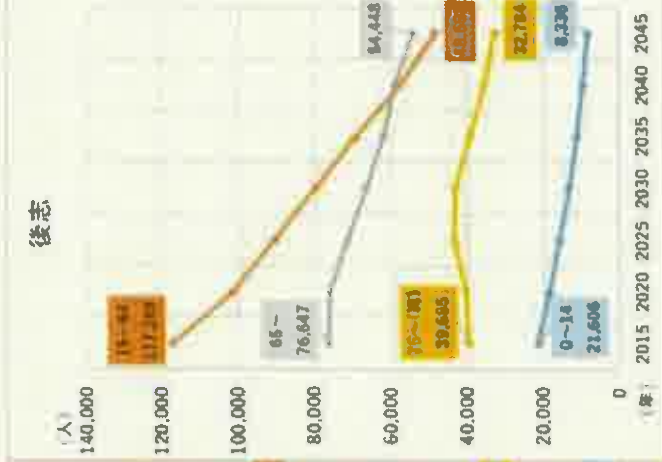
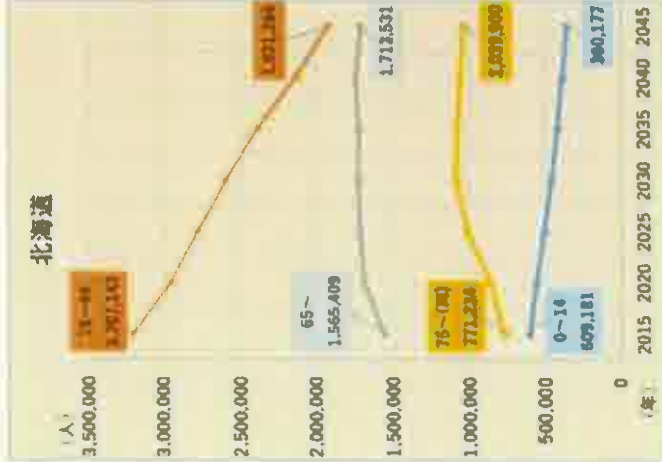
【出典】  
 ・人口については総務省「人口推計」(名和4年1月1日現在)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計(平成29年推計)」(出生中位(第二中位)推計)  
 ・世帯数については「国立社会保障・人口問題研究所(日本の世帯数の将来推計(全国推計))(平成30年推計)」  
 ・認知症については「厚生労働省健康政策局高齢者政策課「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(研究代表者：二宮利治(平成27年3月))、各年度の認知症有病率が一定の場合の将来推計、  
 ・介護職員必要数の必要数については：市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス提供量(総合算量を含む)等に基づき都道府県による推計値を要したものを。



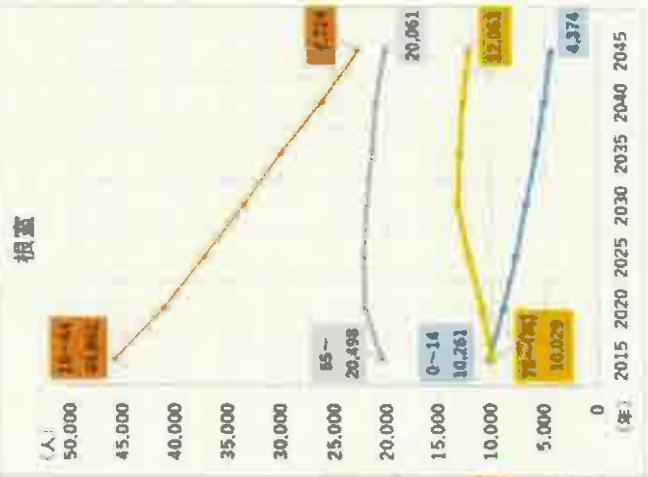
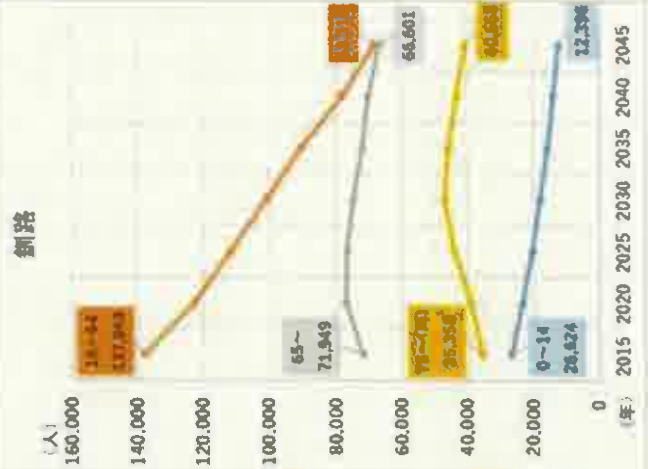
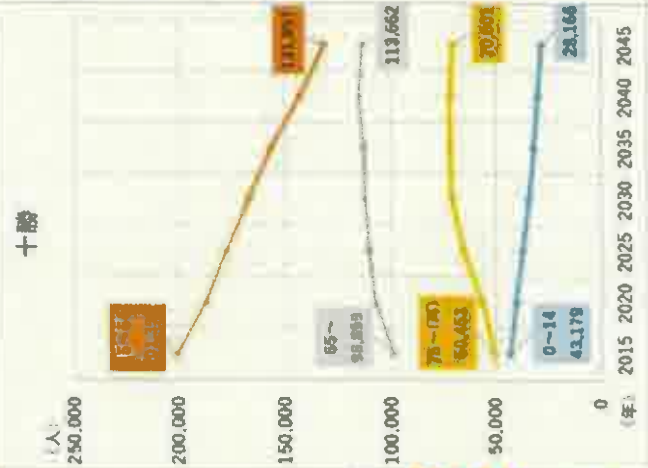
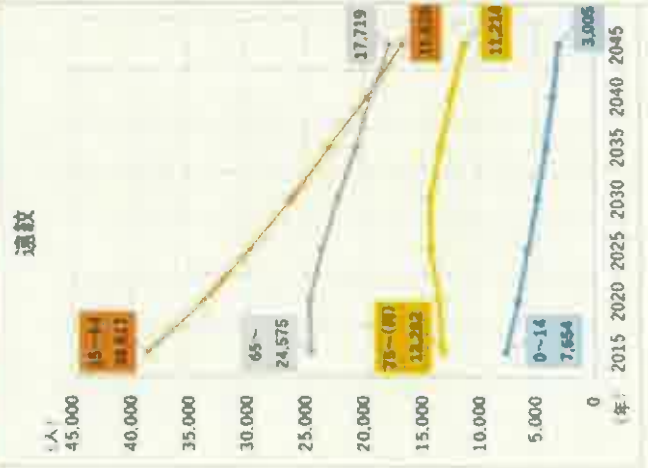
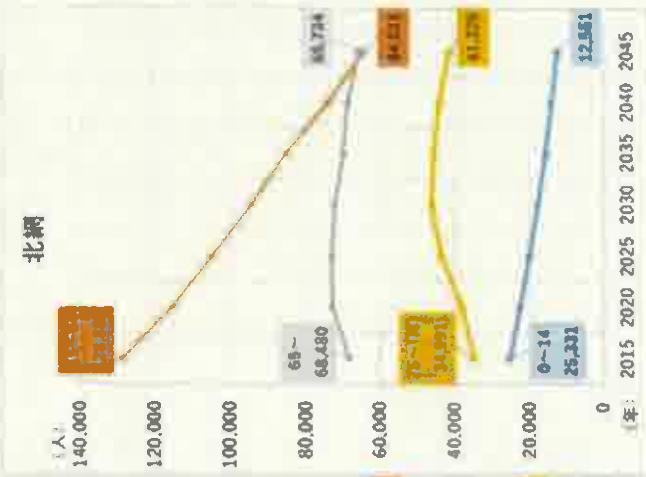
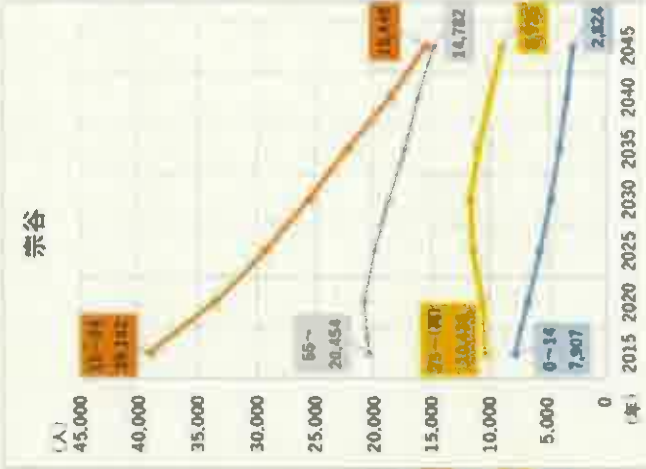
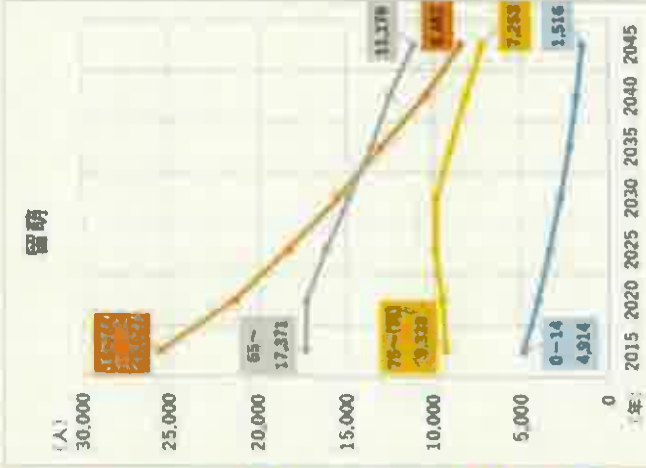
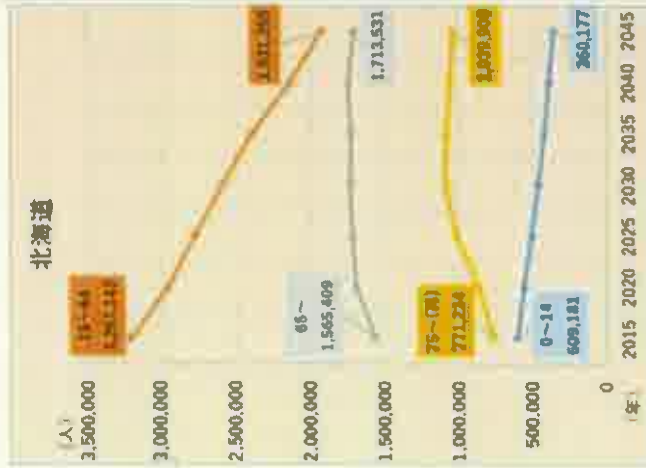
# 人口の推移・推計（人口区分別）



# 人口の推移・推計（人口区分別）



# 人口の推移・推計（人口区分別）



# 「地域医療構想」における病床機能の考え方

**供給**

**病床機能報告制度**における医療機能

定性的な基準に基づく自主申告

**異なる基準**

国の2025年の**医療需要推計**における医療機能

**需要**

入院患者をNDBレセプトデータやDPCデータに基づき**医療資源投入量**で分析した、延べ入院患者数により算出した医療需要

医療法施行規則により国が位置づけ

地域医療構想策定ガイドライン（算定式は省令）により国が位置づけ  
 延べ入院患者数 ⇒ 病床（延べ入院患者数を病床稼働率で割り戻して算出）

病床

医療機能

●急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

●急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

●急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能  
 ●特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頭部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）

●長期にわたる療養が必要な患者を入院させる機能  
 ●長期にわたる療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

高度急性期

C1 3,000点

急性期

C2 600点

回復期

C3 225点

慢性期

在宅医療等

医療資源投入量

3,000点以上

医療資源投入量

600点～3,000点未満

医療資源投入量

175点～600点以上

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数

+

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数

+

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数

+

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数

+

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数

延べ入院患者数

病床稼働率  
75%

病床稼働率  
78%

病床稼働率  
90%

病床稼働率  
92%

（一般病床）  
障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者  
 医療資源投入量  
C3（175点）未満

（療養病床）  
療養病床（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数を除く）－医療区分1の患者数の70%－地域差解消分

※入院調整等を行う期間の医療需要を見込む

一体的に推計

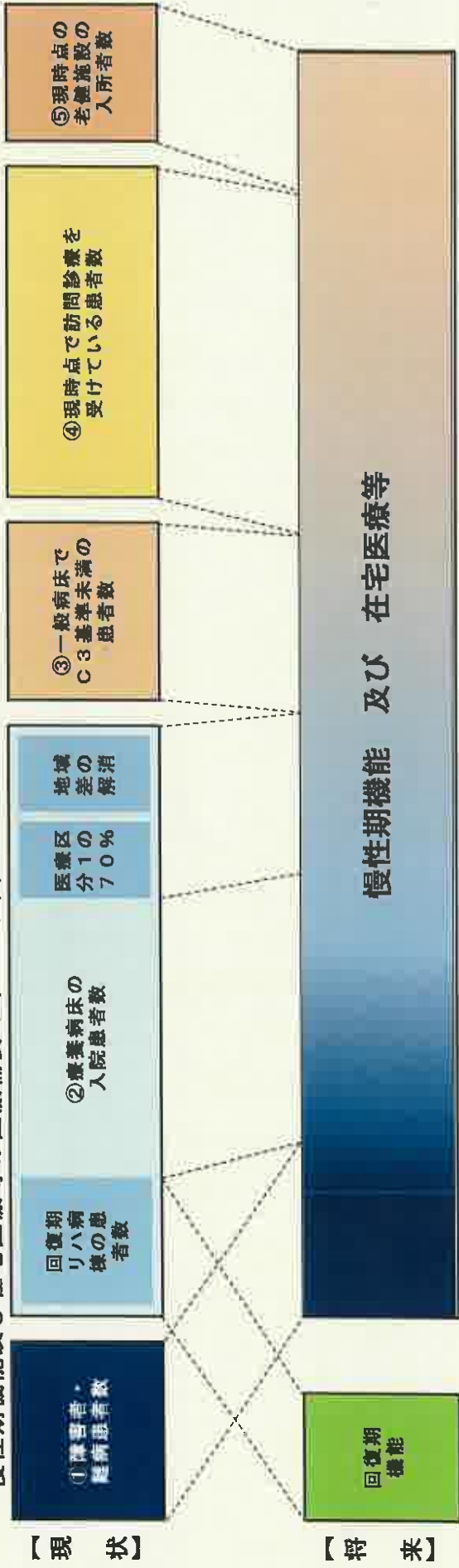
# 「慢性期機能」及び「在宅医療等」の需要の将来推計の考え方について

慢性期機能の医療需要及び在宅医療等※の患者数の推計は、以下の考え方に基づき実施する。

- ① 一般病床の障害者・難病患者（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者）は、慢性期機能の医療需要として推計する。
- ② 療養病床の入院患者のうち、**医療区分1の患者の70%を、在宅医療等に対応する患者数として推計する。**
- ③ **医療資源投入量175点未満の患者数を、在宅医療等に対応する患者数として推計する。**
- ④ 2013年の在宅患者訪問診療料を算定している患者数の性・年齢階級別受療率を算定し、これに当該構想区域の2025年における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。
- ⑤ 2013年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の2025年における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の需要として推計する。

※ 在宅医療等とは、**居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所**であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

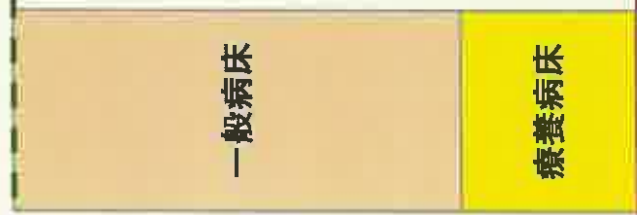
慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図



# 「地域医療構想」における病床推計のイメージ

1

2013年  
許可病床数



2

2013年  
レセプト実績



3

2025年推計  
(単純)



4

2025年推計  
(構想)



療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数として見込んでいる。  
 ※在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、介護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことが出来る場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

# 地域医療構想において将来（2025年に）必要と推計している病床数

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
南渡島	585	1,759	1,618	895	4,857
南檜山	0	56	119	70	245
北渡島檜山	18	103	196	228	545
札幌	3,913	10,951	8,923	11,999	35,786
後志	164	638	856	1,264	2,922
南空知	98	474	708	645	1,925
中空知	124	424	435	626	1,609
北空知	17	100	153	252	522
西胆振	279	800	620	1,127	2,826
東胆振	233	752	800	677	2,462
日高	20	103	259	255	637
上川中部	689	1,795	1,613	1,528	5,625
上川北部	63	229	251	249	792
富良野	25	120	177	165	487
留萌	35	142	191	195	563
宗谷	28	127	271	156	582
北網	275	790	744	641	2,450
遠紋	46	186	285	261	778
十勝	363	1,141	1,207	1,356	4,067
釧路	355	1,139	769	750	3,013
根室	20	97	236	144	497
合計	7,350	21,926	20,431	23,483	73,190

## 【推計方法】

病床機能	推計区分
高度急性期	医療機関
急性期	所在地
回復期	患者
慢性期	住所地

## 【病床利用率】

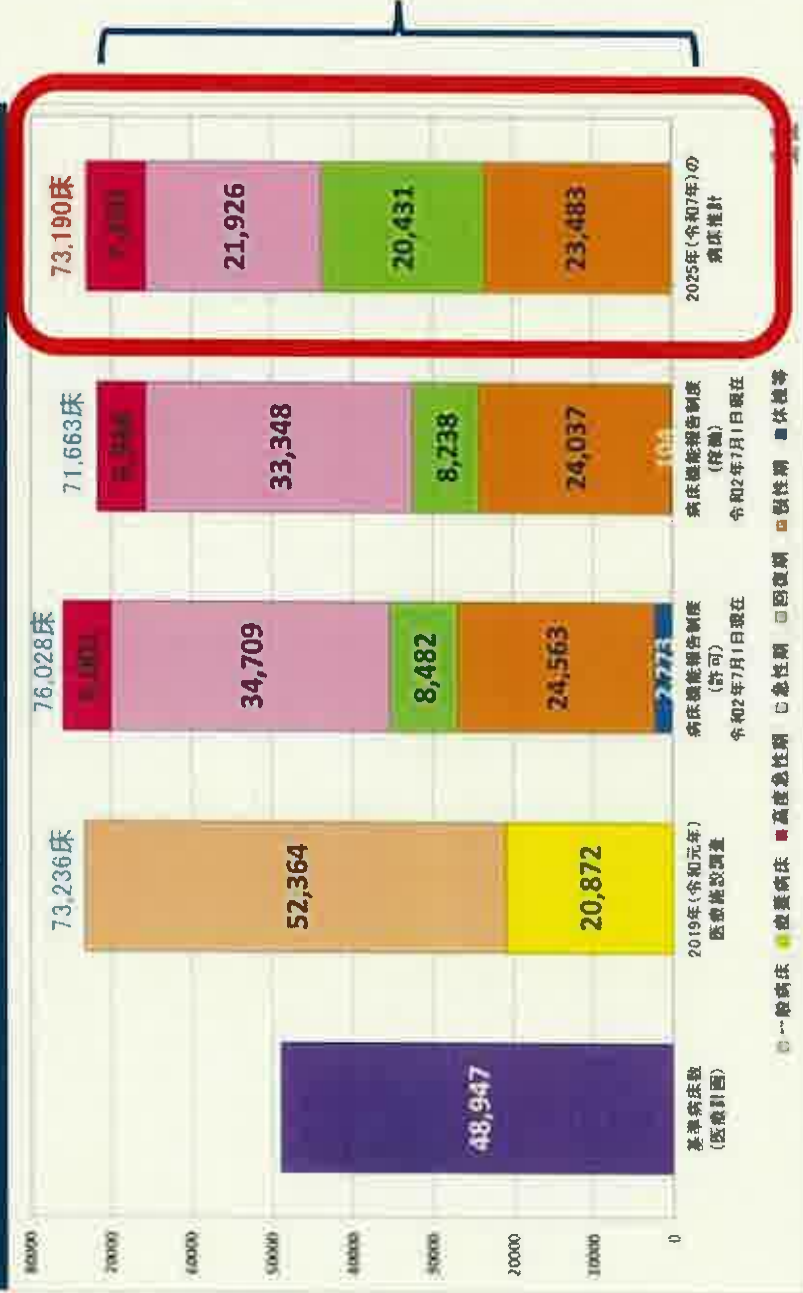
病床機能	病床利用率
高度急性期	75%
急性期	78%
回復期	90%
慢性期	92%

# 2021（令和3）年7月1日時点の医療機能【許可病床】

二次圏域	医療機能				病院	診療所	計	二次圏域	医療機能				病院	診療所	計				
	高度急性期	急性期	回復期	療養等					高度急性期	急性期	回復期	療養等							
南 渡 島	高度急性期	0	836	0	836	0	836	西 胆 振	高度急性期	0	60	0	60	北	高度急性期	0	341	0	341
	急性期	171	2,411	171	2,582	26	1,288		急性期	26	1,262	26	1,288		急性期	107	1,002	107	1,109
	回復期	1	717	1	718	19	312		回復期	19	293	19	312		回復期	19	179	19	198
	療養等	74	1,297	74	1,371	0	1,349		療養等	0	1,349	0	1,349		療養等	57	646	57	703
	休 休	58	78	58	136	36	213		休 休	36	177	36	213		休 休	101	60	161	
	計	304	5,339	304	5,643	81	3,222		計	81	3,141	81	3,222		計	243	2,269	243	2,512
南 檜 山	高度急性期	0	0	0	0	0	33	東 胆 振	高度急性期	0	33	0	33	遠	高度急性期	0	92	0	92
	急性期	4	177	4	181	208	1,329		急性期	208	1,121	208	1,329		急性期	27	359	27	386
	回復期	0	0	0	0	1	275		回復期	1	274	1	275		回復期	0	92	0	92
	療養等	38	42	38	80	0	368		療養等	0	368	0	368		療養等	1	164	1	165
	休 休	42	391	42	433	19	204		休 休	19	0	19	19		休 休	133	10	143	
	計	42	643	42	685	228	2,024		計	228	1,796	228	2,024		計	840	82	922	
北 渡 島 檜 山	高度急性期	0	0	0	0	0	0	日	高度急性期	0	0	0	0	十	高度急性期	0	267	0	267
	急性期	108	108	108	108	19	275		急性期	19	256	19	275		急性期	110	1,473	110	1,583
	回復期	297	297	297	297	0	12		回復期	0	12	0	12		回復期	69	815	69	884
	療養等	24	24	24	24	5	30		療養等	5	274	18	292		療養等	0	1,250	0	1,250
	休 休	24	643	24	667	42	609		休 休	42	567	42	609		休 休	82	69	151	
	計	42	643	42	685	415	6,286		計	415	5,871	415	6,286		計	3,887	248	4,135	
札 幌	高度急性期	0	2,455	0	2,455	0	1,284	上 川 中 部	高度急性期	0	1,284	0	1,284	銅 路	高度急性期	0	399	0	399
	急性期	1,535	14,694	1,535	16,229	241	2,500		急性期	241	2,259	241	2,500		急性期	77	1,578	77	1,655
	回復期	106	3,080	106	3,186	57	705		回復期	57	648	57	705		回復期	19	390	19	409
	療養等	108	11,053	108	11,161	72	1,659		療養等	72	1,587	72	1,659		療養等	57	967	57	1,024
	休 休	360	334	360	694	45	138		休 休	45	93	45	138		休 休	33	14	47	
	計	2,109	31,616	2,109	33,725	415	6,286		計	415	5,871	415	6,286		計	3,367	167	3,534	
後 志	高度急性期	0	102	0	102	0	11	上 川 北 部	高度急性期	0	11	0	11	室 根	高度急性期	0	0	0	0
	急性期	198	1,108	198	1,306	19	320		急性期	19	301	19	320		急性期	14	373	14	387
	回復期	0	383	0	383	0	169		回復期	0	169	0	169		回復期	0	0	0	0
	療養等	68	860	68	928	10	353		療養等	10	343	10	353		療養等	0	110	0	110
	休 休	107	39	107	146	12	12		休 休	12	12	12	12		休 休	0	0	0	
	計	296	2,492	296	2,788	29	865		計	29	836	29	865		計	483	14	497	
南 空 知	高度急性期	0	0	0	0	0	0	高 良 野	高度急性期	0	0	0	0	合 計	高度急性期	0	5,914	0	5,914
	急性期	190	1,056	190	1,246	0	145		急性期	0	145	0	145		急性期	3,051	31,099	3,051	34,150
	回復期	0	139	0	139	0	147		回復期	0	147	0	147		回復期	8,054	8,054	8,054	8,383
	療養等	8	551	8	559	0	132		療養等	0	132	0	132		療養等	488	22,939	488	23,427
	休 休	34	34	34	72	0	0		休 休	0	0	0	0		休 休	1,419	839	2,258	
	計	236	1,780	236	2,016	0	424		計	0	424	0	424		計	69,425	4,707	74,132	
中 空 知	高度急性期	0	34	0	34	0	0	南	高度急性期	0	0	0	0	谷	高度急性期	0	0	0	0
	急性期	25	670	25	695	38	300		急性期	38	262	38	300		急性期	42	335	42	377
	回復期	19	149	19	168	0	92		回復期	0	92	0	92		回復期	19	136	19	155
	療養等	19	865	19	884	19	207		療養等	19	188	19	207		療養等	15	142	15	157
	休 休	19	51	19	70	0	110		休 休	0	110	0	110		休 休	43	0	43	
	計	82	1,769	82	1,851	57	709		計	57	652	57	709		計	839	1,419	2,258	
北 空 知	高度急性期	0	0	0	0	0	0	宗 谷	高度急性期	0	0	0	0	計	高度急性期	0	0	0	0
	急性期	0	149	0	149	42	377		急性期	42	335	42	377		急性期	76	656	76	732
	回復期	0	42	0	42	19	155		回復期	19	136	19	155		回復期	0	0	0	0
	療養等	0	407	0	407	15	157		療養等	15	142	15	157		療養等	0	43	0	43
	休 休	8	8	8	16	0	43		休 休	43	43	43	43		休 休	0	0	0	
	計	0	606	0	606	76	732		計	76	656	76	732		計	4,707	69,425	74,132	



2025年（令和7年）に必要なとされる病床数の推計（全道）



平成28年12月に策定した「北海道地域医療構想」で定める2025年における病床の機能区分ごとの必要とされる病床数（病床推計）です。  
 この「必要病床数」は、固定されたものではなく、あくまで構想策定時点における2025年の見通しであり、今後の医療ニーズの変化についての「大まかな方向性」と捉えることが適当です。

基準病床数は、医療法に基づき「北海道医療計画」で定める二次医療圏ごとの病床の整備目標であるとともに、それ以上の病床の増加を抑制するための基準です。

病床機能報告制度は、医療法に基づく医療機関からの自主申告、病棟単位での報告であるため、「2025年の病床推計」と単純には比較できません。

統計法に基づく令和元年医療施設調査で報告された「一般病床」と「療養病床」の病床数で許可病床相当数となりますが、稼働していない病床も含まれています。

第三十条の十四 都道府県は、**構想区域**その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の四第三項において「構想区域等」という。)ごとに、**診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者**(以下この条において「関係者」という。)との**協議の場**(第三十条の十八の四第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。)を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

#### 地域医療構想調整会議

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。